令和3年 第4回 東彼杵町議会定例会会議録

令和3年第4回東彼杵町議会定例会は、令和3年12月15日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

林田	二三	君		2番	立山	裕次	君
口木	俊二	君		4番	浪瀬	真吾	君
大石	俊郎	君		6番	尾上	庄次郎	君
後城	一雄	君		8番	浦	富男	君
森	敏則	君		10番	橋村	孝彦	君
	口木 大石 後城	口木俊二大石俊郎後城一雄	林田 二三 君 口木 俊二 君 大石 俊郎 君 後城 一雄 君 森 敏則 君	口木 俊二 君 大石 俊郎 君 後城 一雄 君	口木 俊二 君 4番 大石 俊郎 君 6番 後城 一雄 君 8番	口木 俊二 君 4番 浪瀬 大石 俊郎 君 6番 尾上 後城 一雄 君 8番 浦	口木 俊二 君 4番 浪瀬 真吾 大石 俊郎 君 6番 尾上 庄次郎 後城 一雄 君 8番 浦 富男

- 11番 吉永 秀俊 君
- 2 欠席議員は次のとおりである。
- 3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町		長	岡田	伊一郎	君	教	育	長	粒﨑	秀人	君
副	町	長	三根	貞彦	君	会計	管 理	! 者	工藤	政昭	君
総	務 課	長	松山	昭	君	健康に	まけん詞	果長	松下	陽子	君
農材	木水 産調	果長	髙月	淳一郎	君	町月	民 課	長	井上	晃	君
農	委 局	長	(髙月	淳一郎	君)	税則	政課	長	山下	勝之	君
水	道 課	長	氏福	達也	君	まち~	づくり記	課長	岡田	半二郎	君
建	設 課	長	楠本	信宏	君	教育	育 次	長	岡木	徳人	君

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長 有川 寿史 君 書 記 山下 美華 君

5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1	議案第68号	東彼杵町放課後児童健全育成施設設置条例の制定について
		(委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 2	議案第 72 号	令和3年度東彼杵町一般会計補正予算(第10号)
		(委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 3	議案第 73 号	令和3年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
		(委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 4	議案第 74 号	令和3年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
		(委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 5	議案第 75 号	令和3年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
		(委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 6	議案第80号	令和3年度東彼杵町一般会計補正予算(第11号)
日程第 7	議案第 76 号	令和3年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
日程第 8	議案第77号	令和3年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

日程第 9 議案第 78 号 令和 3 年度東彼杵町水道事業会計補正予算 (第 2 号)

日程第10 議案第79号 令和3年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算(第2号)

日程第11 委員会の閉会中の特定事件(所管事務)調査の件

6 閉 会

開 会 (午前9時27分)

○議長(吉永秀俊君)

それでは皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員数は 11 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

これから議事に入ります。

日程第1 議案第68号 東彼杵町放課後児童健全育成施設設置条例の制定について (委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長(告永秀俊君)

日程第 1、議案第 68 号東彼杵町放課後児童健全育成施設設置条例の制定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。総務厚生常任委員長、口木俊二君。

○総務厚生常任委員長(口木俊二君)

おはようございます。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議 規則第76条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第68号 東彼杵町放課後児童健全育成施設設置条例の制定について

2 審查年月日

令和3年12月9日

3 審査の経過及びその結果

付託された事件について、12月9日総務課長、税財政課長、町民課長に出席を求め委員会 を開催しました。

本件は、児童福祉法第34条の規定に基づき、旧東彼杵町立千綿小学校の教室棟及び運動場の一部を放課後児童健全育成事業の実施施設として活用するにあたり、行政財産として管理するものである。

慎重に審査した結果、適正な条例制定と認め、全委員一致可決すべきものと決定しました。 なお、審査の過程で、学童保育「わくわくはうす」が旧千綿小学校に移転後の農村環境改善 センターの有効利用について早急に検討されたいとの意見がありました。以上です。

○議長(告永秀俊君)

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

「「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(告永秀俊君)

質疑ありませんね。質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

「「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(告永秀俊君)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第68号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉永秀俊君)

異議なしと認めます。したがって、議案第 68 号東彼杵町放課後児童健全育成施設設置条例の制 定については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第72号 令和3年度東彼杵町一般会計補正予算(第10号)

(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第3 議案第73号 令和3年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第4 議案第74号 令和3年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 5 議案第 75 号 令和 3 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)

(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長(吉永秀俊君)

次に、日程第2、議案第72号令和3年度東彼杵町一般会計補正予算(第10号)、日程第3、議案第73号令和3年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)、日程第4、議案第74号令和3年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)、日程第5、議案第75号令和3年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、以上4議案を一括議題とします。本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。総務厚生常任委員長、口木俊二君。

○総務厚生常任委員長(口木俊二君)

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、 会議規則第76条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第72号 令和3年度東彼杵町一般会計補正予算(第10号)

2 審査年月日

令和3年12月9日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、関係課長、教育次長の出席を求め産業建設文教常任委員会との

連合審査会を開催し、その後委員会を開催しました。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 6000 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 64 億 7735 万 8000 円とするものである。

今回の補正予算は、歳出で、民生費に地域子育で支援拠点等移転工事設計業務委託料△1030万円、衛生費に新型コロナ予防接種事業費 587万 1000円、商工費に東彼杵町事業所応援給付金 1500万円、東彼杵町商工業者情報発信支援事業補助金 455万円、教育費に彼杵小学校校舎屋上防水改修工事 1250万円、東彼杵中学校管理諸室棟1階トイレ改修工事 470万円、災害復旧費に農地等災害復旧工事費 9100万円、令和2年発生河川災害復旧工事 1000万円が計上されている。

歳入では、特定財源として国庫支出金 2926 万 4000 円、県支出金 8876 万 5000 円、町債 3740 万円が計上されている。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきもの と決定しました。

なお、審査の過程で、彼杵小学校の校舎屋上防水改修工事については、予算執行に当たって は工法や材質の選定について十分検討されたいとの意見がありました。

1 付託された事件

議案第73号 令和3年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

2 審査年月日

令和3年12月9日

3 審査の経過及びその結果

付託された事件について、総務課長、税財政課長、健康ほけん課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 305 万 4000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 12 億 2350 万 4000 円とするものである。

今回の補正予算は、歳出では、総務管理費 4 万 5000 円を計上し、長崎県国保ヘルスアップ 事業で特定健康審査受診率向上事業を実施のため特定健康診査等事業費 309 万 9000 円を減額 するもの。

歳入では、令和 3 年度財政安定化支援事業繰入金が確定したため 48 万 4000 円を計上し、 国民健康保険税 48 万 4000 円を減額。また、社会保障・税番号制度システム整備費補助金 4 万 5000 円を計上し、特別交付金 309 万 9000 円を減額するものである。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致可決すべきものと決定しま した。

1 付託された事件

議案第74号 令和3年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

2 審査年月日

令和3年12月9日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、総務課長、税財政課長、健康ほけん課長に出席を求め委員会を開

催しました。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 5870 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 億 7724 万 7000 円とするものである。

今回の補正予算は、歳出で保険給付費の予算不足が見込まれるため、保険給付費に 5870 万円を計上するもの。

歳入では、保険給付費の法定負担分及び繰越金として、保険料に 626 万 4000 円、国庫支出金に 1396 万 4000 円、支払基金交付金に 1584 万 9000 円、県支出金に 922 万 2000 円、繰入金に 811 万 5000 円、繰越金に 528 万 6000 円が計上されている。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致可決すべきものと決定しま した。

1 付託された事件

議案第75号 令和3年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

2 審査年月日

令和3年12月9日

3 審査の経過及びその結果

付託された事件について、12月9日総務課長、税財政課長、健康ほけん課長の出席を求め 委員会を開催しました。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 33 万 3000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 1933 万 3000 円とするものである。

歳出では、令和3年度保険基盤安定負担金の確定に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金33万3000円が計上され、歳入では、一般会計繰入金33万3000円が計上されている。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長(吉永秀俊君)

これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いいたします。4番議員、浪瀬真吾君。

○4番(浪瀬真吾君)

議案第72号の一般会計補正予算でございますけれど、この議案は、産業建設文教常任委員会との連合審査会ということで審査をして、金額とかを否定するものではございませんが、最後に、委員長の方から、何か産業建設文教常任委員会からないですかと言われた時に、私が委員会を代表してというか、そういった形の中で、現在、中学校とか、小学校とか教育環境は、逐次、工事とかやっていただいておりますが、そういった中で、執行部もやりやすいようにということで、教育環境の充実と、現在コロナ禍で、24日間ぐらい長崎県からは感染者は出ておりませんが、コロナ対策の万全を期して欲しいということを文言に入れたらどうかということで提案をしておりましたが、その点についても2、3人の委員の方にも後だって電話をしましたところ、それは入れた方が良いのではないだろうかと委員の方からも言われたんですね。委員長もそこで私が言った時、確認の中でメモをしておられて、それですねと確認もされた中で、そこに文言が載っていないということは、総務厚生常任委員会の中で、どういったことでそれを載せなかったのかお伺いしたい。そういうこ

とを言う人がいなかったのかお伺いしたいと思います。以上です。

○議長(告永秀俊君)

口木委員長。

○総務厚生常任委員長(口木俊二君)

確かに、産業建設文教常任委員会との連合審査会の中で、私は、産業建設文教常任委員長に対してのわかりましたという答弁をいたしました。その後に総務厚生常任委員会を開いた時に、コロナということで、まだあの段階ではコロナの第6波の確定も、国の方の政策も方針も確定していない中で載せるのはどうかという意見がありまして、賛成多数でそういった意見が出ましたので、今回は載せないということで決定をしたところでございます。ご理解をよろしくお願いしたいと思います。以上です。

○議長(告永秀俊君)

他に質疑はありませんか。7番議員、後城一雄君。

○7番(後城一雄君)

関連で、確かに連合審査の時には産業建設文教常任委員会がこないのでということで、特に一言というか、載せたいという意見があればということで委員長も申しましたとおりでございまして、 賛成多数ということで何も言うことはございませんが、ただ、審査の過程で、できればその時に言われたことに対しての総務の方の方からの、いわゆるちょっとなという意見が出ていれば、討論なりして話が進んでいたんでしょうけれど、やはり、特に委員長が、産業建設文教常任委員会の方が出ないのでという注釈の中で話が進んでおりますので、今後は、他の方の委員会の意見を聞かれた後、それは載せるべきではないのではないかという意見があれば、そういった時に発言をしていただければ、そういった行き違いが減ったのではないかという気がしますので、よろしくお願いしたいというふうに考えます。以上です。

○議長(告永秀俊君)

口木委員長。

○総務厚生常任委員長(口木俊二君)

先ほどからお話しをしています委員長と後城議員の意見も踏まえて、今後委員会で、また諮りたいと思います。以上です。

○議長(告永秀俊君)

他にありませんか。

「「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉永秀俊君)

質疑がないようですので、委員長報告に対する質疑を終了します。 これから、一括して討論を行います。

「「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(告永秀俊君)

討論なしと認め、これで討論を終わります。 これから、議案第72号を採決します。

7 1 2 7 1227(2)(1

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。 「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(告永秀俊君)

異議なしと認めます。したがって、議案第72号令和3年度東彼杵町一般会計補正予算(第10号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第73号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(告永秀俊君)

異議なしと認めます。したがって、議案第73号令和3年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第74号は採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(告永秀俊君)

異議なしと認めます。したがって、議案第74号令和3年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正 予算(第2号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第75号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉永秀俊君)

異議なしと認めます。したがって、議案第75号令和3年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補 正予算(第1号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 80 号 令和 3 年度東彼杵町一般会計補正予算(第 11 号)

○議長(告永秀俊君)

次に、日程第6、議案第80号令和3年度東彼杵町一般会計補正予算(第11号)を議題とします。 本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

それでは、議案第80号令和3年度東彼杵町一般会補正予算(第11号)。

予算の総額に、歳入歳出それぞれ 5513 万 2000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 65 億 3249 万円とするものでございます。

提案理由につきましては、歳出は、子育て世帯への臨時特別給付金 5500 万円、電算システム改修業務委託料 13 万 2000 円。歳入は、国庫支出金 5513 万 2000 円でございます。詳細につきまして

は税財政課長に説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。 なお、先般の大石議員の質問の回答を保留していた件につきまして、先に町民課長に説明をさせ ますのでよろしくお願いいたします。町民課長。

○議長(告永秀俊君)

町長に代わり答弁漏れの答弁をお願いします。町民課長。

〇町民課長 (井上晃君)

先の臨時議会において大石議員の方からご質問がありました件について回答をさせていただきます。

児童手当の世帯で該当されない、960万円の限度を超えられる子どもの数及び世帯数ですけれど、子ども数は19名、世帯数が8世帯。これは現に児童手当をもらっている世帯になります。この後高校生の世帯及び公務員の世帯です。こちらについては、審査、申請書を受理した時点で審査をいたします。それからになりますので。あと、出生、3月31日までに生まれた子どもさんですね、こちらについては、申請をされた時点で審査をいたしますので、この数は若干変動があるかと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長(告永秀俊君)

町長。

〇町長 (岡田伊一郎君)

税財政課長。

○議長(告永秀俊君)

町長に代わり議案第80号について税財政課長。

○税財政課長(山下勝之君)

町長に代わり議案第80号についてご説明いたします。

6ページの歳出をお開きください。3款2項6目にあります子育て世帯臨時特別給付事業は、国の施策となりますが、新型コロナウイルス感染症が長期化し様々な影響が及ぶ中、子どもを支援するため、子育て世帯を対象に子ども一人当たり5万円の現金と5万円分のクーポン給付を行う事業となり、現金部分については11月30日の臨時議会において予算をご承認いただいたところです。クーポン部分につきましては、現在、国会審議中ですが、審議の中で各市町の判断で年内に現金として給付することも可能とする方針が出されましたので、東彼杵町としましては、先の5万円と併せ現金10万円を速やかに給付するよう計画し、本議会の最終日ではありましたが、追加の予算をお願いするものです。

歳出に計上しました金額は、12 節委託料において電算の改修費用を13万2000円、それから、18 節負担金補助及び交付金では、追加5万円の給付費用1,100人分を計上し5500万円を計上しております。

事業内容につきましては、高校3年生までの子どもを養育し、かつ、一定の所得制限内の方に子ども一人当たり10万円を一括給付いたします。給付時期につきましては、まず、児童手当受給世帯へ12月24日に登録口座へ振り込みを行う予定です。児童手当を受給していない高校生の世帯や公務員の世帯につきましては年明けになりますが、申請順に随時振り込みを行っていく予定です。戻りまして、5ページをお願いします。歳入になります。給付金事業は、全額国の負担となりま

すので、16 款 2 項 2 目民生費国庫補助金へ、財源として 5513 万 2000 円計上いたしました。歳入歳 出については以上となります。

その他、1ページから4ページにつきましては、ただいま説明した金額の積み上げになりますので説明を省略いたします。説明については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(告永秀俊君)

これから質疑を行います。5番議員、大石俊郎君。

○5番(大石俊郎君)

先ほど、担当の井上課長の方から 960 万円以上の児童生徒数が 19 名、高校生以下ですから児童生徒数ですかね。それから 8 世帯の該当世帯があるとご説明いただきました。それで、本日の新聞記事によりますと、これは地方自治体の判断だと思いますけれど、それ以外でも、財源に余裕があればという自治体の判断になるかと思いますけれど、支給も可能であるという記事も載っていました。この点について、町長はどのような判断を、この 960 万円の所得を持っている 8 世帯の家庭についてどのような判断をされるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長(告永秀俊君)

町長。

〇町長 (岡田伊一郎君)

実は、この線引きにいろいろな、様々な意見がございまして、私も直接電話とか問い合わせがあっておりまして。例えば、960万円いかなくても、2人で働いているところが1600万円。差異が出てくるというか、おかしいではないかということもございますし、もう一点は、自分たちはお金を一生懸命稼いで、税金も納めているんだと、そういう話もございます。今後、国の方針がそういうことで、自治体のとなりますけれど、うちは若干、人数的にも少ないもんですから、250万円ぐらい、増えてもいかないのではないかなと。だから、私の個人的な考えとしてはそういう子育て、未来投資なら、全てに、議会の同意が得られればお願いをしたいと考えているところでございます。子どもさん同士で話が出た時に、うちはもらっていないとかもらったとかなった時に、非常に問題だなと私は個人的に考えているもんですから。役場の中でも協議をいたしておりまして、そういう県内の状況を見極めなければいけませんけれど、私の個人的な考えとしては、それは是非、皆さん方のご同意が頂ければ、皆、子どもにはお願いができないかなと思っております。よろしくお願いします。

○議長(吉永秀俊君)

5番議員、大石俊郎君。

○5番(大石俊郎君)

今、町長が説明されたように、町長の現時点においては個人的見解、役場の中で検討しなければいけないということなんですけれど、私も個人的な、一議員として、やはり今の町長の見解に賛成でございます。是非、検討していただきたい。ただ、これも議会の同意が必要なんですから。そうすると、この支給交付の時期というのは 24 日、今月 24 日というのは当然無理だろうと思います。これで是非検討していただきたいということと、もう1つお伺いします。

24日支給するということに際して、急に、この5万円追加が決まりました、支給するということが。役場当局の関係者が、事務手続き上問題点はないのかどうか。スムーズにいくのかどうか、口

座振り込みが。その点を聞かせてください。

○議長(告永秀俊君)

町長。

〇町長 (岡田伊一郎君)

担当課とも協議をしまして、議会で可決をしていただければ、すぐ作業にあたりまして、総力を上げて 24 日に間に合うということで確信をもらっております。とにかくスピードが大事でございますので、早い時期に。うちは小さな町でございますけれど、こういう時には小回りが非常に利いて、人数的もチェック数が少ないもんですから他所に負けないぐらいです。これはスピード感で、私は取り組んでいきたいと思っておりますので、職員にもそういうお願いをいたしております。よろしくお願いします。

○議長(告永秀俊君)

他にありませんか。9番議員、森敏則君。

○9番(森敏則君)

実は、今回の補正予算が提出されなかった場合は、緊急質問で町長を責めようと思っていました、 徹底的に。

まず、前回の復習ですね。11月30日の復習からいきましょうかね。これは、まず5万円を支給するということですね。これは年内に指定した口座に振り込むということになりました。児童手当の給付世帯、中学生以下には申請は不要ですよ、高校生は申請が必要ですよということだったですね。これがまず確認です。

実は、この時点で12月9日の新聞に掲載されておりました。ですから、9日前に10万円を現金で給付するという自治体が波佐見、大村、島原、西海市。この4つは、既に10万円を現金給付するということで方針を決めたんですよ。町長、こっち側の席にいた時、選択と集中という言葉をよく使っていましたね。その選択がどうして、こういうふうに、言わば政府待ち、政府の出方待ち。慌てて最終日に今回出したと。この姿勢がどうも気に食わないわけですよ。町長、やはり、あなたがこっち側にいた時は、それを責めていたんですよ。今度は私が責めますね。

どうして、町の声とか、担当部局が困惑しているとか、これは聞かなくてもわかるような状況だったでしょう。いちいち確認するような状況じゃなかったと思います。私はそう思います。

報道された中でも現金給付が良いか、クーポン配布が良いかというようなアンケートは、ほぼ99%現金が良いということで、随分報道されていたではないですか。そういうことを判断するのであれば、町長、この決断というのが、今になった理由は何ですか。

○議長(告永秀俊君)

町長。

〇町長 (岡田伊一郎君)

これは、たぶん報道でもあっていますけれど、うちは新聞社からの問い合わせがあって、担当課は未だ未定ということで回答をしております。しておりましたけれど、最初、大阪の松井市長が10万円支給するという時に、5万円は良いだろう、だたし5万円は自分の自治体でもちなさいという方針だったんですよ。だから、東彼杵町はそこまでお金の余裕がなかったから。14日に談話が出まして、自由にする、それは国がもちますと。事後処理もするということが決まったから、私は、今

日お願いをした。遅れたわけではございません。そういう国の方針を待たないと、うちがお金が余裕があればといつも言っていますけれど、どんどん方針を出して良いんですが、国がまだ認めていない時に、うちが勝手に動くわけにはいかないと私が判断してこういう形になったということです。

○議長(告永秀俊君)

9番議員、森敏則君。

○9番(森敏則君)

先ほど町長は、子供への未来投資という言葉を使いましたね。だったら、うちは基金があるんですよ、基金が。いくつも基金があるでしょう。その中から使えるというような基金というのはあると思います。そういった判断、政治判断、政治判断が欠けていたのかなと思います。

いずれ、国からの補填は見えているではないですか、この状況だったらさ。見えているよ、もう。 私は目を透かすように見えています。見えました。どうして、対象者の声というのを聴かなかった のかという話なんですよ。

島原市、島原市はなぜ 10 万円を決めたかというと、対象者に何が一番良いかを考えたと、こう載っていましたよ。対象者のことを考えた考えで、執行部が判断したんですよ。市長が判断したんですよ。

一方、新上五島町は、配布する側の立場で判断していますね。使える店が無いとか、地元に。確かにそれはあるかもしれませんが、やはり優先するのは、対象者に何が一番良いのか。自分だったらこっちが良いというような判断が、私は良いのかなと思うんですよ。なぜそういった考えにならなかったのですか。

○議長(告永秀俊君)

町長。

〇町長 (岡田伊一郎君)

そういう考えでなくで、24日に出すのがなぜ遅いのですかと、逆に思っているんですよ。決めたのは、ずっと検討はしていました。しかし、東彼杵町は率先して全部、町単独でも出しますとなれば、今度、財源の時に、私たちが県や国にお願いしている時に、東彼杵町はそれだけ余裕があればもう少しこっちを減らしても良いではないかという話もあるんですよ。それは状況を見ていますから、国も県も。当然、豊かな自治体のところは交付税も減らされていますけれども。そういうのを勘案しながら政治的に、やはり動かなければいけない。だから、私は遅い、遅い、決断が遅いと言われますけれど、24日に支給ができるのが、どこに、なぜ遅いのか、私は理解ができません。以上でございます。

○議長(告永秀俊君)

9番議員、森敏則君。

○9番(森敏則君)

24日に振り込むことが遅いというのではないんです。そういう意味ではない。判断が遅いという話なんですよ。24日に給付するのが遅いというのではなくて、その前に10万円の給付を決めた自治体が4つあるんですよ、現に、4つね。ですから、あなたの選択ひとつで、この方針というのは、町民の皆さんはあと5万円はどうなるのだろうかと。来年もらっても現金だろうか、あるいはクーポン配布だろうかと、わからなった状態が今まで続いていたんですよ。今日初めて10万円とわか

ったんですよ。私も朝来て初めて見ました、朝来てね。だから、昨日までの報道ですね、昨日の夜はこればっかりやっていましたよ、配布の方法を一括で良いと。そういった状況が見え隠れしていたじゃないですか。だから、その判断が遅いと言っているんですよ。わかりますか、意味が。そういう意味ですからね。わからないなら結構です。

○議長(告永秀俊君)

町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

そうでなくて、政府からの資料の中に、来年6月末までにクーポンの給付を開始することができない見込みである場合に限り現金の給付を可とすると来ているんですよ。それが政府の方針だったから、来年の6月末までにクーポンの給付を開始することができないところは、条件もいろいろあって調査もしなければいけなかったです。ただしかし、政府が今度変わったから、私は一気に決めたというところでございます。以上でございます。

○議長(告永秀俊君)

他にありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(告永秀俊君)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第80号は、会議規則第38条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(告永秀俊君)

異議なしと認めます。したがって、議案第80号は、委員会付託を省略することに決定しました。 これから、討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(告永秀俊君)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第80号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(告永秀俊君)

異議なしと認めます。したがって、議案第80号令和3年度東彼杵町一般会計補正予算(第11号)は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 76 号 令和 3 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)

日程第 8 議案第 77 号 令和 3 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)

日程第 9 議案第 78 号 令和 3 年度東彼杵町水道事業会計補正予算(第 2 号)

日程第10 議案第79号 令和3年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算(第2号)

○議長(告永秀俊君)

次に、日程第7、議案第76号令和3年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、日程第8、議案第77号令和3年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、日程第9、議案第78号令和3年度東彼杵町水道事業会計補正予算(第2号)、日程第10、議案第79号令和3年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算(第2号)、以上4議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

それでは、議案の説明に入ります前に訂正をお願いしたいんですが、全部4議案ともでございますが、令和3年12月15日としていますところを、提出と文字を、中間に書いておりますけれど、記載をお願いします。ちょっと漏れておりまして、令和3年12月15日提出ということでご了承をお願いしたいと思います。

議案第76号令和3年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、債務負担行為補 正でございます。地方自治法第214条によりまして、事項、期間及び限度額を定めるものでござい ます。

事項は農業集落排水施設修繕事業で、期間は令和4年度から令和5年度まで、限度額が600万円でございます。

次に、議案第77号令和3年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、同じく債務負担行為補正でございます。

事項は漁業集落排水施設修繕事業で、期間は令和4年度から令和5年度まで、限度額が400万円でございます。

次に、議案第78号令和3年度東彼杵町水道事業会計補正予算(第2号)、同じく債務負担行為補 正でございます。

事項は水道施設修繕事業で、期間は令和 4 年度から令和 5 年度まで、限度額が 1000 万円でございます。

次に、議案第79号令和3年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算(第2号)、同じく債務負担 行為補正でございます。

事項は公共下水道管路施設修繕事業で、期間は令和4年度から令和5年度まで、限度額が300万円でございます。もう一つ下の欄、公共下水道処理施設修繕事業で、期間は令和4年度から令和5年度まで、限度額は600万円でございます。

以上、4件の提案理由としまして、半導体供給不足により納期が12か月を超過する電子機器が判明、よって、債務負担行為による修繕工事を実施するため提出をさせていただくものでございます。 詳細につきましては、それぞれ水道課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。水道課長。

○議長(告永秀俊君)

町長に代わり水道課長。

○水道課長(氏福達也君)

議案第76号から議案第79号までについて説明を加えます。

まずはじめに、議案第76号令和3年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

でございます。

今回の補正は、債務負担行為補正のみをお願いするものでありますが、発端は、公共下水道の処理場で発生した故障にあります。処理場の制御盤に組み込まれておりますコンバーターという電子機器の動作が、先月から不安定になったため、部品交換を計画いたしましたところ、今月6日になりまして納期が13か月という情報が入りました。半導体の供給状態の悪化が主な要因と言えますけれど、今後改善していくのか、この状態が続くのか見通しがつかない状態です。年度またぎの部品発注をできる体制を執るための債務負担として、この4件の補正をご理解いただきたいと思っております。

現状では、公共下水道施設のみの事象であり、本来なら事象の発生ごとに補正をお願いすべきところではございますが、上下水道事業の性質上、部品調達はリアルタイムで行う必要がありますので、同様の施設を有します上水道、農業集落排水事業、漁業集落排水事業の各事業においても、同様の事態に備えて補正をお願いいたしました。

まず第1条をご覧いただきたいと思いますが、先ほど町長がご説明をいたしましたとおり、4年度から5年度の2年間で、合計で600万円を限度額とさせていただいております。

この設定につきましては、今回の修繕、これと同様の修繕が発生したとして、年間3件程度行える程度の金額を限度額の設定としております。

続きまして、議案第77号令和3年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)に移りますが、説明は同じ理由でございますので、限度額について2年間、400万円と設定をさせていただいております。

基本的に、農業集落と漁業集落につきましては、同じ処理施設でございますので、基本的には合計で、2か年間で1000万円と設定をしているというふうにお考えいただきたいと思います。

続きまして、議案第78号令和3年度東彼杵町水道事業会計補正予算(第2号)に移りますが、 水道事業につきましても限度額を2年間で1000万円と設定をしております。

続きまして議案第79号令和3年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算(第2号)に移りますが、公共下水道につきましては、管渠費と処理場費が目別に分かれておりますので、それぞれの修繕費に併せて事項立てをさせていただきました。

管路施設の修繕事業として2年間で300万円、処理施設の修繕事業といたしまして2年間で600万円と設定をさせていただいております。以上、4件の説明を終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長(吉永秀俊君)

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は先に議案番号を告げてからお願いします。 [「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(告永秀俊君)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第76号、議案第77号、議案第78号、議案第79号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(告永秀俊君)

異議なしと認めます。したがって議案第76号、議案第77号、議案第78号、議案第79号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(告永秀俊君)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第76号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(告永秀俊君)

異議なしと認めます。したがって、議案第76号令和3年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計 補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第77号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(告永秀俊君)

異議なしと認めます。したがって、議案第77号令和3年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第78号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉永秀俊君)

異議なしと認めます。したがって、議案第78号令和3年度東彼杵町水道事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第79号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(告永秀俊君)

異議なしと認めます。したがって、議案第79号令和3年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

日程第11 委員会の閉会中の特定事件(所管事務)調査の件

○議長(告永秀俊君)

次に、日程第11、委員会の閉会中の特定事件(所管事務)調査の件を議題とします。

総務厚生常任委員長、産業建設文教常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定により、お手元に配りました特定事件(所管事務)の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出

があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(告永秀俊君)

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第4回東彼杵町議会定例会を閉会します。

閉 会 (午前 10 時 17 分)

以上、会議の次第を記載したものであるが事実に相違ないことを証明するため署名する。

議 長 吉永 秀俊

署名議員 口木 俊二

署名議員 浪瀬 真吾